

☆研修会実施施設・実施機関の新規登録について☆

※ 現在、「薬剤師研修支援システム」で新規登録をお受けしているものではありません。 ※

○「1日薬局実務研修」、「1日病院実務研修」における実施施設登録は、まず、研修センターへお送りいただく書類があります。詳細は下記をご覧ください。

・1日薬局・病院 実務研修における研修生受入施設登録について

http://www.jpec.or.jp/kenshu/kaisai/ichinichijitumu_touroku.html

<参考> 1日薬局・病院 実務研修 受入施設登録から研修受入までの流れ

<http://www.jpec.or.jp/kenshu/kaisai/ichinichijitumu.html>

○「研修認定薬剤師制度 認定対象集合研修会」の実施に際して必要な、「集合・実習研修会実施機関」の新規登録は、まず、書類での審査があります。

・「研修認定薬剤師制度 集合・実習研修会実施機関」の実施機関登録の方法はこちら。

http://www.jpec.or.jp/kenshu/kaisai/kenshunintei_touroku.html

(平成 30 年 4 月 2 日)